

野 生 第 9 6 6 号  
令和5年(2023年)3月30日

各(総合)振興局保健環境部  
くらし・子育て担当部長 様

環境生活部自然環境局野生動物対策課  
ヒグマ対策室長

ヒグマ出没時に係る体制整備等について(依頼)

全国各地で野生鳥獣が市街地等に出没する事例が見られる中、本道でもヒグマが活発に行動する時期を迎えます。

つきましては、昨今の情勢を鑑みヒグマの出没に備え、改めてこの時期に市町村等をはじめとする地域関係機関との情報共有、連携体制を緊密にすることなどを目的として、次のとおり、対応されるようお願いします。

記

1 ヒグマ出没時等の緊急連絡体制の整備について

- (1) 4月の人事異動等により、担当者が変更となっている関係機関もあることから、緊急時に即応できるように、休日・夜間の連絡先の整理・共有等を実施すること。
- (2) 休日、夜間等の緊急連絡体制が整備されていない場合、速やかに作成し、共有すること。

2 ヒグマ人身事故発生時の対応について

人身事故発生時には極めて迅速な対応が求められることから、各(総合)振興局担当者は、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」を速やかに熟読し、対応内容を把握するとともに、市町村等に対しては、事故発生時の連絡系統の整理・確認を促すこと。

3 ヒグマ出没時の対応方針について

必要に応じて、市町村に「ヒグマ出没時の対応方針」を送付し、担当者が緊急時に即応できるよう内容の理解を促すこと。

4 鳥獣保護管理法第9条に係る捕獲許可について

ヒグマの出没に際して迅速に対応できる体制の整備を図るため、例年出沒している地域に対して、捕獲許可が発行されているか、また、昨今の出沒多発状況を鑑み、過去に出沒のないとされる地域についても、申請についての確認・助言を行うこと。

## 5 錯誤捕獲について

近年、直径 12cm 以下のエゾシカ捕獲用のくくりわなにヒグマが錯誤捕獲される事例が発生しており（H28～R4年度発生数は別紙1参照）、さらに令和3年度は、錯誤捕獲されたヒグマに起因する人身事故も発生している。（別紙2参照）

このことから、錯誤捕獲及び人身事故の防止のため、鳥獣捕獲許可取扱要領等を参照し、市町村に必要な対応を行うように助言すること。

- （1） 過去 1 年間に足跡又は糞等のヒグマが生息している痕跡がある区域又は過去3年間にヒグマの捕獲がある区域にはくくりわなを設置しないこと。
- （2） くくりわな設置後、ヒグマの生息している痕跡が発見された場所、また、ヒグマの錯誤捕獲があった場所から、くくりわなを撤去すること。
- （3） わな設置場所周辺に注意看板などを設置するとともに、1日1回以上行うこととされている巡回は、可能な限り複数名で行うこと。
- （4） 錯誤捕獲が発生した場合は、まず放獣の可否について検討を行い、不可能な場合には速やかな止め刺し実施が必要になることから、日頃から関係機関との連携を図っておくこと。

## 6 その他

各地域事情に応じた必要事項を伝達すること。

担当：鈴木  
内線：6-210-24-399